

社会福祉法人さんご福祉会

役員等費用弁償及び報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程はさんご福祉会役員等に対する費用および報酬に関する事項を定める事を目的とする。

(費用弁償)

第2条 前項に定めるものが、その職務のために出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2 前条の旅費の支給方法は、さんご保育園職員給与規定に準じ園長級とする。

(役員等報酬)

第3条 役員等が理事長の招集に応じ理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、その出席日数1日につき4,000円を支給する。

(所得税控除後の額)

2 監事が会計監査のため出席したときは、その出席日数1日につき6,000円を支給する。(所得税控除後の額)

3 理事長が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のため業務にあたった場合は、1日につき10,000円を支給する。(所得税控除後の額)

附 則

この規程は平成10年4月1日から施行する。

この規程は平成20年4月1日から施行する。

この規程は平成29年6月10日から施行する。

この規程は令和3年4月1日から施行する。